

法務・検察行政刷新会議第8回用意見要旨
後藤昭 2020年12月10日

1. 国連人権理事会恣意的拘禁作業部会の意見書について

(1) 意見書が含む誤解

この意見書は、日本の刑事訴訟法とC. ゴーン被告の事件の経緯について、いくつかの誤解を含んでいる。勾留前の裁判官による勾留質問を無視していること、弁護人が勾留に対して準抗告で争ったのを見落としていること、いわゆる代用監獄と拘置所を混同していることなどである。

しかし、それらを誤解だとして切り捨てるのでは済まない。その第1の理由は、通報から意見書ができるまでの間の日本政府の対応が、それらの誤解の大きな原因になっているからである。作業部会から反論を求められた日本政府は、訴訟に関する書類を公判開廷前に公開することを原則的に禁じる刑訴法47条を理由に、具体的な事実を指摘して答えなかった。そのために、作業部会はほぼ通報者の主張どおりに事実を認定している。しかし、勾留に先だって裁判官が勾留質問をしたことや弁護人が勾留に対する準抗告をしたことなどは、公然の事実であって、日本政府がそれを指摘することに支障はないし、刑事訴訟法にも反しない。国際機関から人権侵害の疑いを指摘された場合には、法律の条文を示すだけでなく、事実をもって答えなければ、理解は得られない。国際機関でこのような仕事をする人々は、法律に定めていることがそのとおりに行われない事例をしばしば経験しているであろう。

(2) 意見書の本質的な問題提起

この意見書を誤解として切り捨てられない第2の理由は、意見書が重要な部分で、誤解ではなく、たしかに本質的な問題を明確に指摘しているからである。起訴前保釈制度がないこと(67)や取調べに弁護人を立ち合わせないこと(78)が国際人権(自由権)規約の趣旨に合わない指摘する部分がそれである。これらは、これまで繰り返し国連の機関が指摘してきた問題である。これらの指摘に真剣に対応しなければ、日本の刑事司法が国際的な信頼を得ることは望めない。この刷新会議の報告書は、その対応の第一歩となるべきである。

(3) 意見書の含意

この意見書は誤解も含んでいるために、その意味が分かりにくくなっている。しかし、大きくみれば、日本では逮捕・勾留という未決拘禁が、実態において取調べのための手段と化しているという趣旨の批判として受け止めるべきであろう。起訴前保釈制度がないことや、取調べに弁護人を立ち合わせないことが、そのような評価を招いている。

2. 報告書案について

この刷新会議は、法務・検察行政を刷新するための提言を求められている。現在の報

告書案のままでは、そのような期待に応えた提言とは受け取られないだろう。一致した提言の部分は、控えめであり、かつ小さい。それに対して意見を羅列した部分が多いという印象を与えてしまう。これを改善するためには、一致した提言の部分をもっと豊にする努力が必要である。また、日本の刑事司法への国際的信頼を得るためには、作業部会の指摘も真摯に受け止めて、明確な一歩を踏み出す提言となるべきである。

そこで、以下の点を一致した意見として加えることを提案する。

①報告書案の結びの最後で提案している「取調べへの弁護人立会いを含めた刑事司法制度全体の在り方の検討」について、次のように補足する。「その検討の際には、刑事司法の専門家以外の参加も求め、また経験者からの聴き取りを参考とすることが望ましい。」

②検事総長は、検察官たちに向けて、取調べに弁護人を立ち合わせる場合に配慮すべき点を示していただきたい。

③法務省ないし検察庁に対して、弁護士会から弁護人立会いの試行の条件について協議の申し入れがあった場合には、それに応じていただきたい。

これらの提案は、取調べへの弁護人立会いを検討する次の機会での議論をこれまでどおりの観念的な対立に終わらせないための提案である。また、現状が現場の検察官たちに責任を押しつける形になっているのを改めるためでもある。法務・検察当局が上記の②や③のような対応を採らなければ、暗黙のうちに、取調べに弁護人を立ち合わせたいけないという検察内部の不文律を確認する結果となる。それでいて、他方で弁護人の立会いを認めるかどうかは担当検察官の裁量的判断によると説明することによって、現場の検察官たちにすべての責任を負わせるのは、組織の在り方として公正ではない。

以上の提案について、各委員の賛否を問うていただきたい。